

大河原町部活動地域移行通信 No.11

～地域と学校の協働による部活動の推進をめざして～

令和7年6月12日発行

大河原町教育委員会

生涯学習課 TEL53-2758

教育総務課 TEL53-2742

令和7年度の活動が本格的にスタート！

青葉が映える季節を迎えました。各中学校では、大河原地区中学校総合体育大会を終え、県大会に向け再スタートを切ったチームもあれば、3年生が引退し新チームが始動した部もあります。それぞれの新たな目標に向かって、チーム一丸となって取り組んでほしいです。

さて、休日の地域クラブ活動も、生徒の安全保険の加入手続きを終え、いよいよ令和7年度の活動が本格的にスタートしました。休日地域クラブ活動は、学校管理下として行われる部活動とは異なり学校管理下外の扱いとなりますので、学校を通じて加入している日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象外となります。そこで、大河原町では、休日地域クラブ活動に参加している生徒や外部指導者に対し、社会教育活動中の傷害事故等を補償する「スポーツ安全保険」に加入しています。



「スポーツ安全保険」とは・・・

- 公益財団法人スポーツ安全協会が提供する保険。スポーツや文化活動、ボランティア活動、地域活動などの団体活動における事故を補償する制度。
- 団体での活動中及び往復中※に生じた事故の補償【傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険】

※ 往復は自宅から活動場所までの通常の経路で行われるものに限る。

例) 活動中の怪我（熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も含む）や往復中の交通事故。

例) 活動中に施設・設備を過って破損（体育館の窓ガラスを割ってしまった 等）

例) 第三者への損害（活動中の打球が走行中の車に損害を与え賠償責任を負う場合、活動への往復中に自転車で過って歩行者とぶつかり怪我をさせた場合 等）

詳細については「スポーツ安全保険のあらまし」をご覧ください ⇒ ⇒ ⇒



外部指導者及び保護者の皆様へ

スポーツ安全保険が適用される事故が発生した場合、速やかに生涯学習課（部活動地域移行担当 ☎53-2758）への連絡をお願いします。

メール連絡網「マチコミ」への登録はお済みですか？

休日地域クラブ活動に参加申込をなさった方のメールアドレスに、地域クラブ用のメール連絡網「マチコミ」への登録をお願いするメールを送っています。今後、活動予定表の送付や緊急連絡などはマチコミを利用させていただきますので、ぜひ、登録をお願いします。

大河原町 Web サイト「部活動地域移行」

